安全データシート

作成日　2012年11月12日
管理コード 12Nov02-009

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	Test Mix for FID
製品コード	33819020
供給者の会社名	サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社
住所	〒221-0022 神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9 C棟2F
担当部門	CMD事業本部
電話番号	0120-753-670
FAX番号	0120-753-671
メールアドレス	info.gcms.jp@thermofisher.com
緊急連絡電話番号	0120-753-670
推奨用途及び使用上の制限	分析機器用参照試薬

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
	自然発火性液体 区分外
健康有害性	急性毒性(経口) 区分外
	急性毒性(吸入:蒸気) 区分外
	皮膚腐食性及び刺激性 区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2
	生殖細胞変異原性 区分外
	生殖毒性 区分2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(神経系)
	吸引性呼吸器有害性 区分1
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2
	水生環境有害性(長期間) 区分外
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	引火性の高い液体及び蒸気
	皮膚刺激
	強い眼刺激
	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
	呼吸器への刺激のおそれ
	眠気又はめまいのおそれ
	長期にわたる、又は反復ばく露による神経系の障害
	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
	水生生物に毒性
注意書き	
安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
容器を密閉しておくこと。
涼しい所に置くこと。
容器を接地すること。アースをとること。
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
環境への放出を避けること。

応急措置
火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。
無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

保管
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
換気の良い冷所で保管すること。
施錠して保管すること。

廃棄
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　　混合物
化学名又は一般名　　ヘキサン、ドデカン、テトラデカン、ヘキサデカン

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
n-ヘキサン	99.994%	C6H14	(2)-6		110-54-3
ドデカン	0.002%	C12H26	(2)-10		112-40-3
テトラデカン	0.002%	C14H30	(2)-10		629-59-4
ヘキサデカン	0.002%	C16H34C8H10N4O2	(2)-10		544-76-3

分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし	
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)	ヘキサン(政令番号:520)(99.994%)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	ノルマルーヘキサン(政令番号:392)(99.994%)

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹸で洗うこと。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 ばく露又はその懸念がある場合は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 無理に吐かせないこと。 直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤	小火災:粉末消火剤、二酸化炭素、散水、一般の泡消火剤。 大火災:散水、水噴霧、一般の泡消火剤。
使ってはならない消火剤	棒状注水。
特有の危険有害性	極めて燃え易い:熱、火花、火災で容易に発火する。 蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。 蒸気は着火源にまで達し、発火することがある。 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。 下水講に流れ込むと火災、爆発のおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 吸入や接触により皮膚や眼に刺激や炎症をを起こすおそれがある。 火災時に刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 蒸気は、めまいや窒息を引き起こすおそれがある。
特有の消火方法	消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。

大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、燃焼させておく。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
安全弁から音が発生したり、タンクが変色したときは直ちに避難する。。
火災に巻き込まれたタンクから常に離れる。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。

消火を行う者の保護
消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外は近づけない。
風上に留まる。
低地から離れる。
立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
作業者は適切な保護具(8. ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

環境に対する注意事項
環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材
危険でなければ漏れを止める。
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる:しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項
使用前に使用説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
接触、吸入又は飲み込まないこと。

		空気中の濃度を暴露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管		
	安全な保管条件	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
		日本産衛学会 ▪ (2011年版)	ACGIH ▪ (2012年版)
n-ヘキサン	40ppm	40ppm (140mg/m3) (皮)	TWA 50 ppm (Skin)
ドデカン	未設定	未設定	未設定
テトラデカン	未設定	未設定	未設定
ヘキサデカン	未設定	未設定	未設定

設備対策		防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具		
	呼吸器の保護具	呼吸器保護具を着用すること。 必要に応じて個人用呼吸器保護具を使用すること。 換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。
	手の保護具	保護手袋を着用すること。
	眼の保護具	眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保護	顔面用の保護具を着用すること。

	具	必要に応じて個人用の保護衣、保護面を使用すること。 不浸透性の保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	液体
	形状	液体
	色	無色透明
臭い		穏やかな炭化水素臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		−95℃
沸点、初留点及び沸騰範		68.7℃
引火点		−26℃ (タグ密閉式)
蒸発速度(酢酸ブチル＝1)		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	1.1 vol%
	上限	7.5 vol%
蒸気圧		17 kPa (20℃)
蒸気密度(空気＝1)		3
比重(密度)		0.659
溶解度		0.0013 g/100mL (20℃)
n-オクタノール／水分配係数		3.9
自然発火温度		225℃
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	強力な酸化剤と反応し、火災および爆発の危険をもたらす。 ある種のプラスチック、ゴム、被膜剤を侵す。
化学的安定性	通常の条件においては安定である。
危険有害反応可能性	過剰な圧力又は熱を放出する危険有害な反応又は重合は起こらない。
避けるべき条件	熱、火花、裸火などの着火源。
混触危険物質	強酸化剤。
危険有害な分解生成物	一酸化炭素、二酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	成分の急性毒性値は、n-ヘキサン 15800mg/kg、テトラデカン 5001mg/kgであり、混合物の急性毒性推定値が15800mg/kgのため、GHS:区分外に該当する。(混合物の0.004%は毒性が未知の成分からなる。) n-ヘキサンについては、ラットのLD50値、15800、28700、32400 mg/kg〔以上、EHC 122 (1991)〕に基づき、区分外とした。(H21中災防)
	経皮	データ不足のため分類できない。

	吸入（蒸気）	成分の急性毒性値は、n-ヘキサン 74000ppmであり、混合物の急性毒性推定値が74004ppmのため、GHS:区分外に該当する。（混合物の0.006%は毒性が未知の成分からなる。） n-ヘキサンについては、吸入（蒸気）:ラットのLC50値、48000ppm/4h〔環境省リスク評価第1巻（2002）〕、74000ppm/4h〔EHC 122 (1991)〕に基づき、区分外とした。なお、1 bar=750 mmHgとして、蒸気圧160 mbar（20℃）〔ホンメル(1996) 〕より飽和蒸気圧濃度は157895 ppmV、したがって気体の基準値により分類した。（H21中災防）
	吸入（ミスト）	データがなく分類できない。
皮膚腐食性及び刺激性		n-ヘキサン、ドデカン、テトラデカン、ヘキサデカンが区分2で、区分2の成分濃度の合計が濃度限界(10%)以上のため、GHS:区分2「皮膚刺激」に該当する。 n-ヘキサンについては、ウサギの皮膚に半閉塞適用24時間後に軽度の刺激性（slight irritation）が認められた〔DFGOT vol.14 (2000) 〕。ヒトでは閉塞適用1～5時間後に紅斑、5時間後に水疱形成も見られ、1.5 mLを前腕部皮膚に適用後ヒリヒリ感と灼熱感および一過性の紅斑を認めた〔DFGOT vol.14 (2000) 〕。さらに、EU分類でXi、R38に分類されている（EU-Annex I (Access on July 2005)）ことを考慮に入れ区分2とした。（H21中災防）
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		n-ヘキサンが区分2で、区分2の成分濃度が濃度限界(10%)以上のため、GHS:区分2「強い眼刺激」に該当する。 n-ヘキサンについては、ウサギの試験で、本物質を0.1mL点眼した結果、軽度の刺激性（Slight irritation）がみられた〔DFGOT vol.14 (2000) 〕ことから区分2とした。（H21中災防）
呼吸器感作性		データがなく分類できない。
皮膚感作性		データがなく分類できない。
生殖細胞変異原性		n-ヘキサンが区分外で、ドデカン、テトラデカン、ヘキサデカンが分類できないで濃度限界(0.1%)未満であるため、GHS:区分外に該当する。 n-ヘキサンについては、マウスの吸入ばく露による優性致死試験（生殖細胞in vivo経世代変異原性試験）で陰性〔DFGOT vol.14 (2000) 、ATSDR (1999)〕、マウスに吸入ばく露による赤血球を用いる小核試験〔ATSDR (1999)〕、マウスおよびラットに吸入ばく露による骨髄細胞を用いる染色体異常試験（体細胞in vivo変異原性試験）〔DFGOT vol.4 (1992)〕でいずれも陰性結果に基づき、区分外とした。なお、ラットの生殖細胞および骨髄細胞を用いたin vivo染色体異常試験で陽性の報告もされているが、試験に方法論的欠陥があり染色体異常誘発の証拠とは見なせないと述べられている（DFGOT vol.14 (2000)）。また、in vitro変異原性試験として、Ames試験〔EHC 122 (1993)、ATSDR (1999)〕、5178Y細胞を用いたリンフォーマアッセイ〔EHC 122 (1991)〕、CHO細胞を用いた染色体異常試験〔DFGOT vol.4 (1992)〕などで陰性の報告がある。（H21中災防）
発がん性		データがなく分類できない。

生殖毒性	n-ヘキサンが区分2で濃度限界(3.0%)以上のため、GHS:区分2「生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い」に該当する。 n-ヘキサンについては、ラットを用いた吸入ばく露による二世代生殖試験において、2世代とも親動物（F0およびF1）の性機能および生殖能に障害を起こさなかった（DFGOT vol.14 (2000) ）が、ラットに500～1500 ppmを妊娠期間中の吸入ばく露により吸収胚率の増加（EHC 122 (1991)）、ラットに5000 ppmを妊娠6～17日に吸入ばく露により同腹生存仔数の用量依存的に有意な減少（ATSDR (1999)）がそれぞれ母動物の体重増加抑制とともに認められたとの試験結果がある。また、EUフレーズはR62、MACはCに区分している。以上のことから区分2とした。なお、一方でラットに1000 ppmを妊娠8～16日の吸入ばく露が吸収胚率の増加にはつながらなかったとする報告（EHC 122 (1991)）もある。(H21中災防)
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	n-ヘキサン、テトラデカン、ヘキサデカンが区分3（気道刺激性）で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3（気道刺激性）「呼吸器への刺激のおそれ」に該当する。（区分3（気道刺激性）と判定するに専門家の意見を聞いていない。） n-ヘキサンについては、ヒトで吸入ばく露後、咽喉または上気道の刺激を起こした、あるいは起こし得るとの記述（ACGIH (7th, 2001)、PATTY (5th, 2001) ）、かつ、マウスに吸入ばく露により気道刺激が観察されたとの報告（PATTY (5th, 2001) ）に基づき区分３（気道刺激性）とした。(H21中災防) n-ヘキサン、テトラデカン、ヘキサデカンが区分3（麻酔作用）で、成分濃度合計が濃度限界(20%)以上のため、GHS:区分3（麻酔作用）「眠気又はめまいのおそれ」に該当する。（区分3（麻酔作用）と判定するに専門家の意見を聞いていない。） n-ヘキサンについては、ヒトのボランティアを用いた吸入試験でめまい、職業ばく露において傾眠が見られた報告（EHC 122 (1991)）があり、また、ラットまたはマウスを用いた吸入ばく露試験で認められた症状として、運動失調、協調欠如、鎮静、麻酔の記載がある（EHC 122 (1991)、PATTY (5th, 2001) ）ことから区分３（麻酔作用）とした。(H21中災防)

特定標的臓器毒性（反復ばく露）	成分濃度が濃度限界(10.0%)以上の区分1の成分はn-ヘキサン(神経系)であるため、GHS:区分1(神経系)「長期にわたる又は反復ばく露による神経系の障害」に該当する。 n-ヘキサンについては、本物質の職業ばく露により多発性神経障害、末梢性神経障害、多発性神経炎の発症を示す数多くの報告がある（環境省リスク評価第1巻（2002）、EHC 122 (1991)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol.14 (2000)、PATTY (4th, 1994)、ATSDR (1999)）。また、本物質のばく露を受けたヒトを対象とした疫学研究も繰り返し実施され、その多くがばく露とこれらの有害影響との関連を認める結果となっている（環境省リスク評価第1巻（2002）、産衛学会勧告（1993）、DFGOT vol.14 (2000)、ATSDR (1999)）。以上のヒトの症例報告と疫学研究の結果に基づき区分1（神経系）とした。なお、動物試験ではラットに反復吸入または経口ばく露による所見として、末梢神経障害、神経行動学的影響、脛骨神経の軸索変性、後肢脱力、神経伝達速度低下などが記録され（PATTY (5th, 2001) 、EHC 122 (1991)、DFGOT vol.14 (2000) ）、その多くがヒトの症状と共通している。(H21中災防)
吸引性呼吸器有害性	n-ヘキサン、ドデカン、テトラデカン、ヘキサデカンが区分1、成分濃度合計が10%以上で、本製品の40℃における動粘性係数が20.5mm2/s以下であるため、GHS:区分1「飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ」に該当する。 n-ヘキサンについては、炭化水素であって、かつ40℃での動粘性率が20.5mm2/s以下であり、DFGOT vol.4 (1992) にはラットでAspirationにより化学性肺炎が認められたとの記述もあることから、区分1とされ、一方、EU：R65「有害性：飲み込むと肺障害を起こすことがある」(Annex I, 2004)により、区分1とした。(NITE_第1回_ID0941)（OK_2007/06/11）炭化水素であって、かつ40℃での動粘性率が20.5mm2/s以下であることから、区分1とした。DFGOT vol.4 (1992) にはラットでAspirationにより化学性肺炎が認められたとの記述もある。(H21中災防)

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	テトラデカンが区分1、n-ヘキサンが区分2で、区分1の成分濃度X毒性乗率X10 + 区分2の成分濃度の濃度合計が濃度限界(25%)以上のため、GHS:区分2「水生生物に毒性」に該当する。（本混合物の成分0.004%については水性環境有害性が不明である。）
水生環境有害性（長期間）	n-ヘキサン及びテトラデカンが水生環境有害性物質（長期間）-区分外であり、ドデカン及びヘキサデカンが分類できないにより 、GHS:区分外に該当する。 n-ヘキサンについては、急速分解性があり（BODによる分解度：100%（既存化学物質安全性点検データ））、かつ生物蓄積性が低いと推定される（log Kow=3.9（PHYSPROP Database、2005））ことから、区分外とした。(H21中災防)
オゾン層への有害性	モントリオール議定書の附属書に列記されたオゾン層破壊物質を含まないため分類されない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
汚染容器及び包装		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規則	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	1208
	Proper Shipping Name	HEXANES
	Class	3
	Packing Group	Ⅱ
	Marine Pollutant	Not Applicable
	Harmful Liquid Substances	Not Applicable
	航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
	UN No.	1208
	Proper Shipping Name	Hexanes
	Class	3
	Packing Group	Ⅱ
国内規制	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1208
	品名	ヘキサン
	クラス	3
	容器等級	Ⅱ
	海洋汚染物質	非該当
	有害液体物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1208
	品名	ヘキサン
	クラス	3
	等級	2
特別の安全対策		輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載すること。 移動の際に、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏洩などを生じないようにする。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 運搬中の事故等により災害が発生した場合は、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。 重量物を上積みしない。

	輸送時にイエローカードを携帯する。
緊急時応急措置指針番号	128

15. 適用法令

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(ヘキサン) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条)(ノルマルヘキサン) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)(ノルマルヘキサン) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)(n－ヘキサン)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(ノルマル－ヘキサン)
廃棄物処理法	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4第1号)(廃油)(引火点70℃未満の消防法引火性液体)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)(ノルマルヘキサ
消防法	第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

16. その他の情報

連絡先	サーモフィッシャーサイエンティフィック株式会社
参考文献	NITE GHS分類公表データ EU CLP Regulation, AnnexVI CHEMWATCH社 GHS-SDS RTECS(2006-2011) ECHA C&L Inventory Database Restek Corporation のSDS
	記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常の取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。